

平成29年度 総合評価の評価基準の見直しについて (工事)

平成29年 3月17日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆平成29年4月1日以降に公告する工事より適用。
- ◆本資料に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本資料の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

内容一覧

1. 企業の能力等の基準見直し
 - (1) 工事成績の評価について
 - (2) 表彰の評価について
2. ワークライフバランス（WLB）の推進に向けた取り組み

1. 企業の能力等の基準見直しについて

方針 工事成績の評価

企業の入札参加意欲向上を図るため、工事成績に係わる評価の見直しを行う。

WTO・チャレンジ型以外の工事に適用(原則)

現行基準

中部地方整備局(港湾空港関係)において過去4年間に完了した当該工種の工事の平均評定点を対象に「工事成績」を評価
[500万円以上の工事]

※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。

※「過去4年間」とは、公告日がH29.5.31までは、H24~27年度、H29.6.1からはH25~28年度を指す。

新基準

- ①中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事の平均評定点を対象に「工事成績」を評価
- ② ①の期間に工事实績がない場合、中部地方整備局(港湾空港関係)において過去10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点を対象に「工事成績」を評価
[500万円以上の工事]

※「過去5年間」とは、公告日がH29.5.31までは、H23~27年度、H29.6.1からはH24~28年度を指す。

※「過去10年間」とは、公告日がH29.5.31までは、H18~27年度、H29.6.1からはH19~28年度を指す。

1. 企業の能力等の基準見直しについて

「工事成績」の評価表

評価項目		評価基準	配点	
工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点 [500万円以上の工事]	平均点80点以上	3.0点	3.0点
		平均点78点以上80点未満	2.5点	
		平均点76点以上78点未満	2.0点	
		平均点74点以上76点未満	1.5点	
		平均点72点以上74点未満	1.0点	
		平均点70点以上72点未満	0.5点	
		平均点70点未満又は過去10年間に実績がない	0.0点	
		過去2年間の平均点が65点未満	欠格	

※中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事实績がない場合、過去10年間の平均評定点を適用する。
※過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。

1. 企業の能力等の基準見直しについて

方針 表彰の評価

企業の入札参加意欲向上を図るため、表彰に係わる評価の見直しを行う。

WTO・チャレンジ型以外の工事に適用(原則)

現行基準

- 「優良工事表彰」と「安全工事表彰、又はその他表彰」を個別の項目で評価し、両方表彰がある場合は、両項目で評価。(最大1.5点)
- すべての表彰において当該工種のみで評価。



新基準

- 「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」を同じ項目で評価し、複数の表彰の評価は行わない。(最大1.0点)
- 安全工事表彰は表彰を受賞した工種以外の工種についても評価する。

1. 企業の能力等の基準見直しについて

「表彰」の評価表

現状

評価項目		評価基準	配点	
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰[過去3年間]	局長表彰あり	1.0点	1.0点
		事務所長表彰あり	0.5点	
		表彰なし	0.0点	
	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の安全工事表彰、又はその他表彰[過去3年間]	表彰あり	0.5点	0.5点
表彰なし		0.0点		

見直し後

評価項目		評価基準	配点	
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、あるいはその他表彰[過去3年間]	優良工事表彰(局長表彰)あり	1.0点	1.0点
		優良工事表彰(事務所長表彰)、安全工事表彰、あるいはその他表彰あり	0.5点	
		表彰なし	0.0点	

※優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り評価する。

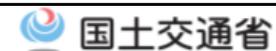
※複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。

2. ワークライフバランスの推進に向けた取り組み

方針 ワークライフバランス推進企業の評価

公共工事の担い手育成を図るため、新たにワークライフバランス推進企業を評価する。

WLBの推進に向けた取り組みスケジュール(国土交通省 公表:平成28年5月)



国土交通省の導入方針

- 港湾土木工事A等級(WTO政府調達対象事業)等の公共工事について平成30年度までに全面的に導入。
- 物品役務等について平成28年度から(政府調達協定の対象は平成29年度から)全面的に導入。

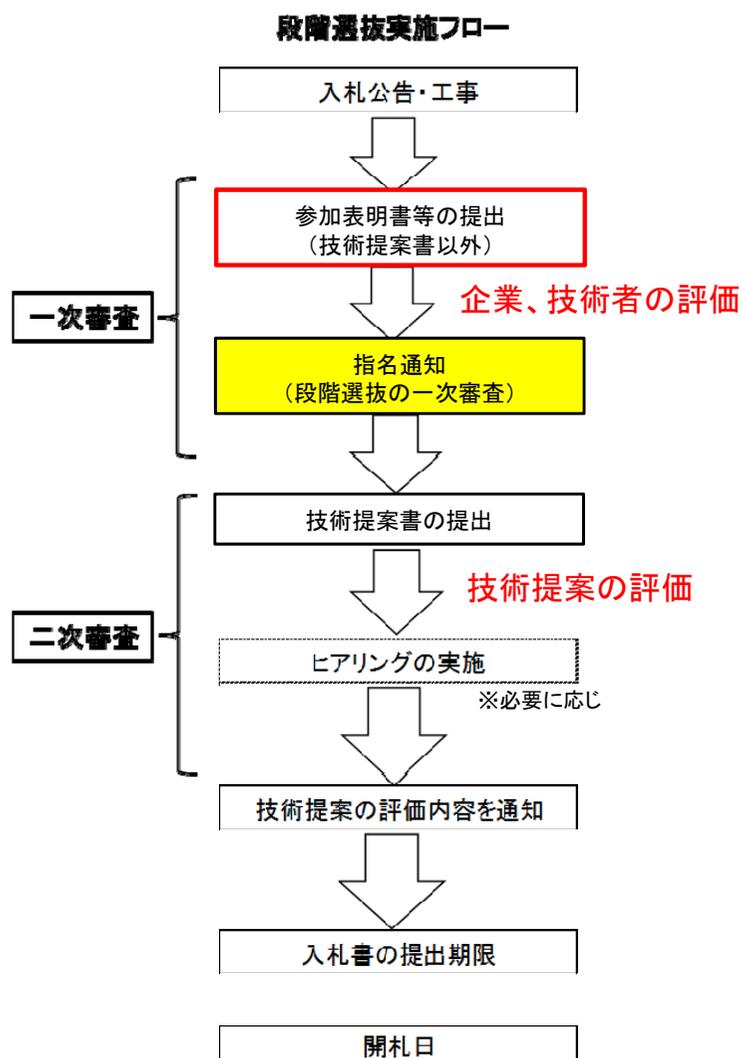
【導入スケジュール】

	公共工事等	物品役務等
平成28年度	一般土木工事A等級、建築工事A等級、及び港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業)等のうち、 一部工事に導入 ※	WTO政府調達協定対象事業以外に導入
平成29年度	※政府調達協定の対象工事における外国企業についての確認方法、体制等が整っていることが前提 並行して、建設業界に関係認定制度の取得を要請	WTO政府調達協定対象事業に導入
平成30年度	上記について全面導入予定 ※段階的選抜方式にて評価を実施 ※上記以外の調達についても、H28年度以降の取組状況等を踏まえ検討	

国土交通省HPより

2. ワークライフバランスの推進に向けた取り組み

平成29年度のWLB推進企業の評価対象工事は、港湾土木工事A等級（WTO政府調達協定対象事業）工事のうち、総合評価の段階選抜方式で実施する工事を対象とする。



段階選抜

一次審査において以下の評価表に基づく評価を行い、審査評価点の合計の上位〇者までを選抜し、二次審査を行うもの。

評価項目		配点	
企業の能力等	過去15年間の施工実績	8.0点	15.0点
	工事成績	6.0点	
	ワークライフバランス推進企業	1.0点	
技術者の能力等	経験	9.0点	15.0点
	工事成績	6.0点	
合計		30.0点	

※〇番目の審査評価点在同一の者が複数いる場合は、その全ての者を選抜する。
 ※国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、同種工事の実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

2. ワークライフバランスの推進に向けた取り組み

「ワークライフバランス推進企業」の評価

「ワークライフバランス推進企業」については、以下の評価指標に基づき評価する。

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	1.0点
		認定を受けていない	0.0点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業

確認方法

認定通知書の写し又は行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写しにより確認する。